〇 委員長報告

12月定例本会議で報告された決算特別委員長報告は、以下のとおりです。

令和2年12月定例会

決算特別委員長報告

報告いたします。

定第 109 号議案令和元年度愛媛県歳入歳出決算の認定について、ないし定第 112 号議案の審査を付託されました当委員会は、11 月 2 日に総括審査等を行ったほか、議長を通じて各常任委員会へ部局別調査を依頼するなど、厳正かつ慎重に審査を行いました。

採決の結果、歳入歳出決算及び工業用水道事業、病院事業の各会計決算は、いずれも全員賛成をもって認定するとともに、電気事業会計についても、全員 賛成をもって、利益剰余金の処分について原案のとおり可決し、同会計の決算 は、認定することに決定いたしました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

第1点は、被災者支援連携システムの運用等についてであります。

このことについて一部の委員から、西日本豪雨災害の経験を踏まえ構築された被災者支援連携システムの導入状況はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、本システムは、熊本地震や西日本豪雨災害の教訓を踏まえ、罹災証明書の発行業務等を簡単な操作かつ共通の様式で利用できるよう県と市町が共同で構築したもので、既存システム等を利用する今治市と西条市以外の18市町と県で導入し、今年度から運用している。

災害時に県内市町間で相互応援を行う際は、応援職員が共通のシステムを違和感なく利用できるメリットもあることから、システムの操作研修は2市も含めた全市町職員を対象とするなど、県全体でシステムを運用できるよう体制整備を図っている旨の答弁がありました。

第2点は、災害対応建設機械保有支援事業についてであります。

このことについて一部の委員から、本事業の実施状況はどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、本事業は、建設業者数、建設機械の保有台数ともに減少している中で、大規模災害への備えや地元建設業者の災害対応能力の強化を目的に、県との災害協定に基づく活動を実施する建設業者が、建設機械を長期リースする際の代金の一部を補助するものである。

昨年度は、予算額の2,000万円を上回る交付申請があり、17業者に対し補助金を交付しているが、補助対象業者に導入機械の活用状況を確認したところ、

西日本豪雨災害関連を含む災害復旧工事等で活用しているとのことであり、支援事業の効果が発現しているものと考えている旨の答弁がありました。

第3点は、愛媛県奨学資金の貸与状況等についてであります。

このことについて一部の委員から、事業内容と貸与及び返還状況、また滞納 縮減への取組みはどうかとただしたのであります。

これに対し理事者から、県奨学資金には高校進学前に募集する「予約採用」、 高校在学生を対象とした「在学採用」及び保護者の失業等による「緊急採用」 がある。貸与額は、公立、私立及び自宅、自宅外の別で上限は異なり、月額5 千円から3万5千円まで必要な額を選択することができ、令和元年度の貸与人 数は770人となっている。

令和元年度末の滞納件数は 4,482 件であるが、納期内納入に向けた事前の文書通知や奨学生指導員による滞納者への返還指導に加え、平成 30 年度からは長期滞納債権の回収を債権回収会社に委託し、2 か年で約 2,800 万円を回収しており、滞納繰越に係る返還率も 10.5%から約 20%へ上昇するなど効果が上がっている旨の答弁がありました。

このほか

- ・ふるさと納税の決算額
- ・自転車新文化推進の取組み
- ・被災地こころのケア体制整備事業
- ・キウイフルーツ花粉安定生産技術開発試験
- ・愛媛グローカル・フロンティア・プログラム
- ・県立病院における個人医業未収金の回収
- ・第1回愛媛国際映画祭の実施
- ・ 交通管制センターの高度化

などについても、活発な論議があったことを付言いたします。

なお、次年度の決算特別委員会で、対応状況の報告を求める項目につきましては、各常任委員会から提出された項目の候補をもとに協議した結果、お手元に配付の一覧表のとおり決定いたしました。

以上で報告を終わります。